

## F A T F 相互審査評価結果の公表を受けて

### 1 相互審査報告書公表される

2008年3月に実施された日本に対する訪問調査に基づいて作成された相互審査報告書が、10月31日、F A T F から公表された。

弁護士を含む法律専門家に対する勧告の実施については、N C ( ノン・コンプライアンス：非遵守 ) という評価が下された。報告書要約版による評価結果は次のとおりである。

- ・ 金融機関における身元確認 ( CDD ) など顧客管理 ( 勧告 5 ) における指摘事項は DNFBP ( 指定非金融業者及び職業専門家：弁護士を含む ) にも該当する。
- ・ 勧告 6 ( 重要な公的な地位を有する者に対して厳格な継続的監視を実施する )、8 ( 新たな技術による資金洗浄の脅威に特別の注意を払うこと )、11 ( 明らかな経済的目的を持たない、通常でない取引に特別の注意を払うこと ) に関する義務が DNFBP に適用されていない ( 勧告 9 はもともと適用なし )。
- ・ 日弁連の規程は、非対面の取引についての不十分なガイダンスであり、広範囲の受入可能な文書 ( 不特定の「信頼の置ける私的団体」により作成された文書を含む ) に弁護士が依拠できるようにしている。
- ・ 日弁連の規程 2 条の顧客管理義務の除外範囲が不明確であり、多数の取引が除外されると解釈できうる。
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士の顧客の顧客管理に、FATF 勧告にない、一定の金額以下の取引を除外する除外規定がある。
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務を課されていないので、疑わしい取引の届出義務の対象業種として、同届出制度の一環として課せられる、通常でない取引又は大口取引の監視に関する間接的な義務が適用されない。
- ・ 顧客管理義務違反に対する制裁制度が効果的なものであることが実証されていない。

### 2 評価結果に対する日弁連の意見

これらの評価結果は、日弁連に対する F A T F の訪問調査の際にも審査団から口頭で指摘されていたことである。日本が法専門家に対して疑わしい取引の届出義務を課していないことは事実であり、この点は立場の相違というほかないが、本人確認に対する例外措置の範囲や制裁の実証の点などについての評価は日弁連としては納得できない部分があり、この評価結果に対する日弁連の意見を述べておきたい。

第 1 に F A T F から、日弁連規程では、非対面の状況における身元確認の方法について不十分であるという指摘がなされたが、この点については日弁連の規程の解説中にガイダンスを示している。

第 2 に F A T F は 100 万円以下の資産の預かり・管理行為について弁護士の本人確認義務が免除されることを指摘した。これらの問題は司法書士、行政書士、公認会計士、税理士の場合は 200 万円以下の場合には本人確認義務が免除されており、弁護士だけが問

題とされたのではない。

第3に規程2条の定める例外が広範であるとされた点は、わが国の弁護士業務に対する十分でない理解が前提とされている。規程6条は「法律事務に関連することなく、金員、有価証券その他の資産を預かる場合」には、「その預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討しなければならない」（同条1項）こと、「預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認められるときは、当該資産を預かってはならない」（同条2項）こと、資産を預かることとした場合には例外なくすべての場合に身元確認を行うべきこと（同条3項）を定めている。法律事務に関連することなく、依頼者に代わって様々の金融取引に携わる場合は、日弁連の規程上は2条1項ではなく、2条2項と6条によって規律される。この場合に例外措置が定められていないことが正当に評価されていない。

また、第4にF A T Fは、訪問調査の際に「法律事務」の定義が大まかであると指摘したが、弁護士以外の者が「法律事務」を取り扱うことが刑事罰の対象となること（弁護士法72条、77条3号）から明らかとなっており、「法律事務」の内容は刑罰構成要件の内容として判例上も明確である。本人確認義務が免除される範囲も必要最小限であり、「広範」とは言えないと考える。

第5に、違反に対する制裁措置が実証されていないとされたことも意外であり、承服しかねる。弁護士は弁護士会による監督に服しており（弁護士法31条1項、45条2項参照）、弁護士会には懲戒権限があり、弁護士会は違反（CDD違反）については懲戒をなすうるのであり、違反に対する制裁措置は実効性あるものである。

### 3 F A T F 相互審査評価結果を受けた日弁連の課題

第1にF A T Fは、日本でも弁護士に疑わしい取引の届出を導入すべきとしている。日弁連は、対日相互審査において、弁護士に対する報告制度の未導入が「非遵守」との評価を受けることは、当然の前提とせざるを得ないと考えてきた。審査団との会議では、冒頭、当時の平山正剛日弁連会長が、我々は、疑わしい取引の届出は認めないことを明言した。この方針は、今回のF A T Fの評価を受けてもなお堅持する必要があるものとする。

第2に、このことがF A T Fの厳しい対応を招かないようにするために、日本の弁護士が犯罪収益の移転に手を貸したり、それに利用されたという事例はほとんどないということを実績で示すことが必要である。また疑わしい取引の報告制度を除き、犯罪収益移転の防止のために必要で十分な制度が構築され、実効性のある形で実施されていることを実証することが必要である。既に日弁連においては、この規程の実施について、会員から寄せられた技術的な質問についても、迅速に回答できる体制を整備し、確実にこの規程の実施を行う体制を整備している。今後は「依頼者の身元確認及び記録保存に関する規程」について、これまで以上に実効性を持って実施していくことが重要である。

第3に弁護士がその職務執行の過程で犯罪収益移転に利用されるような事態が起こることのないよう、それぞれの弁護士が、犯罪収益移転の手口を知り、弁護士業務の中のいかなる局面でそのような犯罪に利用される危険があるか、どうすればそれを避けることができるのかをしっかりと学んでいく必要がある。そのためには研修の充実こそが決定的に重要であり、本年度もサテライト研修に取り組む予定である。

第4に疑わしい取引の届出制度の導入を未然に防ぐためには、警察庁や法務省などの政府機関からの情報の収集に努め、犯罪収益移転防止に関し、日弁連の努力によって解消できる問題については極力対応する体制を維持しなければならない。さらに政府機関だけでなく国会の動向にも注意深く情報を収集し、これに的確に対応していくことが必要である。